

経済産業省

平成 24・06・13 原第 19 号

平成 24 年 6 月 15 日

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準について

経済産業大臣 枝野 幸男

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和 54 年法律第 33 号）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

申請に対する処分

- （1）第 4 条第 1 項第 1 号の特定工事に必要な知識及び技能に関する講習を行う者の指定に係る審査基準については、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。）第 3 条の 4 に掲げるとおりとする。
- （2）第 4 条第 2 項の特定工事に係るガスによる災害の発生の防止に関する講習を行う者の指定に係る審査基準については、規則第 10 条の 2 において準用する第 3 条の 4 に掲げるとおりとする。

附 則

この訓令は、平成 24 年 6 月 15 日から施行する。